

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年8月4日から24年7月19日までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を22年8月4日に訂正し、同期間の標準報酬月額を、22年8月から同年11月までは750円、同年12月は2,600円、23年1月から同年5月までは2,800円、同年6月から同年12月までは5,500円、24年1月から同年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和22年8月から23年8月までの保険料に関しては履行しておらず、23年9月から24年6月までの保険料に関しては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年6月から24年7月19日まで  
② 昭和26年5月21日から28年まで

A社に就職し、昭和22年6月ころから28年ころまで、C港内から牽引船に乗り、Dの仕事をしていた。それにもかかわらず、船員保険の被保険者期間が24年7月19日から26年5月21日までとなっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①のうち、昭和22年8月4日から24年7月19日までについては、B社（前身は、A社）が保管する人事記録及び同事業所の回答から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたと認められる。

また、B社は、「申立人に係る人事記録から、在籍が確認できる期間（昭和22年8月4日から26年5月25日まで）については、船員保険料を控除し納付したと思われる。」と回答していることから、申立人は上記期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管する船員保険船舶台帳によると、A社は昭和23年9月1日に初めて船員保険の適用事業所となっているが、当時、申立人が乗っていた船舶は、B社が提出した申立人の当時の同僚

(複数)に係る人事記録から、遅くとも18年11月には業務を開始していることが確認できる上、A社が適用事業所となった日以後については同船舶の乗組員は船員保険の被保険者となっており、申立人の在籍が確認できる22年8月4日から23年8月31日までにおいても船員保険の適用要件を満たしていたものと判断される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、昭和22年8月4日から24年7月19日までの期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められ、上記期間の標準報酬月額は、申立人に係る人事記録により、昭和22年8月から同年11月までを750円、同年12月を2,600円、23年1月から同年5月までを2,800円、同年6月から同年12月までを5,500円、24年1月から同年6月までを8,000円とすることが必要である。

このほか、事業主が申立人に係る昭和22年8月4日から24年7月19日までの船員保険料の納付する義務の履行については、船員保険の適用事業所でありながら社会保険事務所(当時)に対するその旨の届出が遅れていたと認められるとともに、事業主は適用事業所となった23年9月1日以後の船員保険料を納付したとしているが、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、22年8月4日から23年8月31日までにあつてはこれを履行していないと認められ、同年9月1日から24年7月19日までにあつては明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①のうち、昭和22年6月から同年8月4日までについては、人事記録から、申立人が同期間において、A社に勤務していた事実は確認できない。

また、申立人の同僚からも、既に死亡又は連絡先不明のため、当時の状況について証言を得ることができない。

さらに、申立人が上記期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として上記期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②については、申立人に係る人事記録から、申立人は昭和26年5月25日に退職し、同月30日に退職金が支払われたことが確認できる上、申立人と同じ船舶に乗っていた元同僚に照会しても、申立人が、申立期間②において、A社に勤務していた事実は確認できない。

また、申立期間②の船員保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、これが事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

い。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成6年12月1日から16年10月1日までの期間、17年11月1日から18年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、6年12月から8年10月までは26万円に、同年11月から16年9月までの期間、17年11月から18年8月までの期間及び19年3月から同年8月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、15年7月31日は20万円、16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は15万円、同年12月25日及び19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から19年9月1日まで  
② 平成15年7月31日  
③ 平成16年7月31日  
④ 平成16年12月25日  
⑤ 平成17年7月31日  
⑥ 平成17年12月25日  
⑦ 平成18年7月31日  
⑧ 平成18年12月25日  
⑨ 平成19年7月31日

給与明細書を確認したところ、申立期間①について、給与支給月額より低い額で標準報酬月額が記録されているにもかかわらず、この標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より多くの保険料が控除されている。

また、平成15年は7月に、16年以降は、毎年、7月と12月に賞与が支

給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、その届出が行われていないので、これらの記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成10年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から11年1月1日までの期間、13年7月1日から同年11月1日までの期間、14年6月1日から15年1月1日までの期間、18年2月1日から同年3月1日までの期間、18年5月1日から同年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び事業所が保管する賃金台帳において確認できる保険料控除額から、また、15年5月1日から同年7月1日までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額から、10年10月、同年12月、13年7月から同年10月までの期間、14年6月から同年12月までの期間、15年5月から同年6月までの期間、18年2月、同年5月から同年8月までの期間及び19年3月から同年8月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立期間①のうち、平成6年12月1日から10年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、11年1月1日から13年7月1日までの期間、同年11月1日から14年6月1日までの期間、15年1月1日から同年5月1日までの期間、同年7月1日から16年10月1日までの期間、17年11月1日から18年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年5月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、その前後の月に係る給与明細書並びに課税台帳及び源泉徴収票から推認し、6年12月から8年10月までは26万円に、同年11月から10年9月までの期間、同年11月、11年1月から13年6月までの期間、同年11月から14年5月までの期間、15年1月から同年4月までの期間、同年7月から16年9月までの期間、17年11月から18年1月までの期間及び同年3月から同年4月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納

付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所に対し誤って届出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立人が所持する賞与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間②、⑧及び⑨について、申立てに係る事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額から、平成15年7月31日は20万円、賞与明細書又は賃金台帳において確認できる保険料控除額から、18年12月25日及び19年7月31日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間②、⑧及び⑨の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所へ提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 申立人が所持する源泉徴収票又は預金通帳から、申立人は、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、申立人の上記期間の標準賞与額については、源泉徴収票又は預金通帳の振込額から推認し、平成16年7月31日、同年12月25日、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所へ提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 6 一方、申立期間①のうち、平成3年8月1日から6年12月1日までの標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持しておらず、事業主からの回答も得られず、これを確認できない。

また、申立人の標準報酬月額の記録について、さかのぼって引き下げられているなどの不自然さは見当たらない。

さらに、上記期間において、申立てに係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、上記期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 7 また、申立期間①のうち、平成16年10月1日から17年11月1日までの期間及び18年9月1日から19年3月1日までの期間については、社会

保険庁（当時）の記録する標準報酬月額と申立人が所持する給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が一致していることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成16年5月1日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、16年5月から同年10月までは19万円に、同年11月から17年8月までは20万円に、同年9月及び同年10月は19万円に、同年11月から18年8月までは20万円に、同年9月及び同年10月は19万円に、同年11月から19年2月までは22万円に、同年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成16年7月31日は8万円、同年12月25日は10万円、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は18万円、18年12月25日及び19年7月31日は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から19年9月1日まで  
② 平成16年7月31日  
③ 平成16年12月25日  
④ 平成17年7月31日  
⑤ 平成17年12月25日  
⑥ 平成18年7月31日  
⑦ 平成18年12月25日  
⑧ 平成19年7月31日

平成16年4月に入社して以降昇給しているにもかかわらず、標準報酬月額がすべて18万円となっている。給料から控除されている保険料額は18万円よりも高いので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

また、賞与についても届出が行われていないので、記録を追加してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額及び標準賞与額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額及び標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間①のうち、平成16年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から19年9月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書又は事業所が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、16年5月及び同年7月から同年10月までは19万円に、同年11月から17年8月までは20万円に、同年9月及び同年10月は19万円に、同年11月から18年8月までは20万円に、同年9月及び同年10月は19万円に、同年11月から19年2月までは22万円に、同年3月から同年8月までは24万円に訂正することが必要である。  
また、給与明細書及び賃金台帳の無い平成16年6月1日から同年7月1日までの標準報酬月額は、金融機関への給与振込額、その前後の月に係る給与明細書及び給与支払報告書から推認し、16年6月は19万円に訂正することが必要である。  
なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。
- 3 申立人が所持する給与明細書又は事業所が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間⑦及び⑧について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。  
また、申立人の上記期間の標準賞与額については、賞与明細書又は賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成18年12月25日及び19年7月31日は17万5,000円とすることが必要である。  
なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。
- 4 申立人に係る給与支払報告書及び金融機関への給与振込額から、申立人は、申立期間②、③、④、⑤及び⑥について、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認できる。

また、上記期間の標準賞与額については、給与支払報告書及び金融機関への賞与振込額から推認し、平成16年7月31日は8万円、同年12月25日は10万円、17年7月31日、同年12月25日及び18年7月31日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主が上記期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 5 一方、申立期間①のうち、平成16年4月1日から同年5月1日までについては、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

## 岡山厚生年金 事案 1002

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における船員保険被保険者資格の取得日は昭和15年10月2日、喪失日は18年2月13日であると認められることから、申立人の同資格の喪失日（昭和15年11月1日）及び取得日（昭和16年3月1日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、25円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和15年11月1日から16年3月1日まで

昭和15年10月2日から18年2月13日まで、A社所属のC船にDとして乗船していたが、15年11月1日から16年3月1日までの船員保険の記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している申立人に係る船員保険被保険者記録に関する資料から、申立人は、同社に昭和15年10月1日から18年2月12日まで継続して勤務していたと認められる。

また、B社の社会保険事務担当者は、「船員保険被保険者名簿には、申立人が昭和15年11月1日に船員保険被保険者資格を喪失した記録は無く、同年10月1日から18年2月13日まで継続して被保険者になっており、弊社は、15年10月1日に被保険者資格の取得届を、18年2月13日に喪失届を提出した。」と証言している。

一方、オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和15年10月2日に船員保険被保険者資格を取得し、同年11月1日にそれを喪失した後、16年3月1日に再度、同事業所において取得しており、15年11月から16年2月までの申立期間について船員保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、昭和15年10月2日及び16年3月1日に被保険者資格を取得した記載はあるものの、15年11月1日にそれを喪失した記載は無い上、A社の船員保険被保険者名簿は申立人の被保険者資格の取得日が記載されておらず、その喪失日は18年2月13日と記載されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）における年

金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人について、昭和 15 年 11 月 1 日に船員保険の被保険者資格を喪失し、16 年 3 月 1 日に同資格を取得した届出を行ったとは考え難く、申立人は、申立期間当時、A 社に継続して勤務し、船員保険被保険者であったと認められることから、申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失日（昭和 15 年 11 月 1 日）及び取得日（昭和 16 年 3 月 1 日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、上記期間の標準報酬月額は、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録から、25 円とすることが必要である。

## 岡山厚生年金 事案 1003

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 19 年 9 月 29 日に厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 60 円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 2 月 9 日から同年 9 月 29 日まで

昭和 17 年 1 月ころ国民徴用令による徴用工員として B 社 C 製造所で D に従事していた。

昭和 19 年 10 月 1 日に徴兵される直前の同年 9 月 28 日まで同事業所で勤務していたと記憶しているので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する同社 E 工場の被保険者名簿及び健康保険組合の被保険者台帳から、申立人は、申立期間において、同社 E 工場に継続して勤務していたと認められる。

また、使用者及び国民労務手帳の交付を受けた者は、国民労務手帳法（昭和 16 年法律第 48 号）第 9 条に基づき、「必要なる事項を記載し、これを国民職業指導所長に報告すべし」とされているが、申立人が提出した国民労務手帳には、使用開始は昭和 17 年 1 月 21 日、解用は 19 年 9 月 28 日と記載されており、また、上記事業所における労働者年金保険被保険者資格の取得は 17 年 1 月 1 日、同資格の喪失は 19 年 9 月 29 日と記載されている上、上記記載箇所について事業所及び事業主の押印が確認できる。

さらに、申立人は「B 社を退職した後 3 日ぐらい経ってから軍隊に入った。」と述べているところ、県が発行する軍歴証明書から、申立人は昭和 19 年 10 月 1 日に陸軍に入ったことが確認でき、申立人の陳述及びその所持する国民労務手帳の記録に不自然さは見当たらない。

以上のことから、社会保険事務所は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の被保険者資格喪失日を「19. 9. 29」と記載するところ、「19. 2. 9」と誤って記載した可能性が高いと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の主張する昭和 19 年 9 月 29 日に労働者年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B 社が保管する被保険者名簿及び申立人が所持する国民労務手帳の記録から、60 円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成15年3月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成15年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から16年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、平成15年4月は22万円に、同年5月は20万円に、同年6月は24万円に、同年7月及び同年9月は20万円に、申立人のB社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、同年10月は22万円に、同年11月は24万円に、同年12月及び16年1月は19万円に、同年2月は20万円に、同年3月は24万円に、同年4月は22万円に、同年5月は19万円に、同年6月は28万円に、同年7月は26万円に、同年8月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年3月1日から同年4月1日まで  
② 平成15年4月1日から16年11月16日まで

私は、A社に平成15年2月ごろからアルバイトとして勤務し、同年3月1日から正社員になっていたが、「ねんきん定期便」を見ると、同社での被保険者資格の取得日が同年4月1日となっている。給与は月末締め、翌月25日支払であり、同年4月支給の給与から厚生年金保険料を控除されているので、同年3月1日が同資格の取得日となるはずである。

また、平成15年10月1日にA社からB社に異動したが、両事業所で勤務していた期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料額が給与明細書の金額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が所持する平成15年4月支給の給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①について、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち、平成15年4月1日から同年8月1日までの期間及び同年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持するA社の給与明細書から、同期間の標準報酬月額の記録を平成15年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年9月は20万円に訂正するとともに、同年10月1日から16年9月1日までについては、申立人が所持するB社の給与明細書から、同期間の標準報酬月額の記録を同年10月は22万円、同年11月は24万円、同年12月及び16年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は19万円、同年6月は28万円、同年7月は26万円、同年8月は18万円に訂正することが必要である。

また、申立人に係る上記期間の保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、誤った標準報酬月額を届け出たことを認めていることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成15年8月、16年9月及び同年10月については、社会保険事務所が記録する標準報酬月額が申立人の所持する給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

## 岡山厚生年金 事案 1007

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年3月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、22年11月28日にそれを喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、昭和21年3月15日から22年11月28日までの標準報酬月額については、昭和21年3月を20円、同年4月から22年5月までを420円、同年6月から同年10月までを600円とすることが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月から23年2月まで

終戦後、昭和21年2月から23年2月までA社B出張所に勤務し、Cをしていたにもかかわらず、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。

ところが、既に死亡した同僚のA社D事業所における厚生年金保険の加入記録が見つかったと夫人から連絡があり、私の加入記録もあるはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社D事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳から、申立人と同姓同名であり、かつ、生年月日が同じである者に係る基礎年金番号に統合されていない被保険者記録が確認でき、同記録における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年3月15日、その喪失日は22年11月28日となっている。

また、申立人が記憶する同僚（当時）の証言及びその同僚の被保険者記録から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、この未統合の記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立てに係る事業所の事業主は、申立人が昭和21年3月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年11月28日にそれを喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められる。

なお、昭和21年3月15日から22年11月28日までの標準報酬月額は、上記の被保険者台帳から、昭和21年3月は20円、同年4月から22年5月までは420円、同年6月から同年10月までは600円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和21年2月から21年3月15日までの期間及び

22年11月28日から23年2月までの期間については、申立てに係る事業所及び申立人の同僚（当時）から申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言は得られない上、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格の喪失日に係る記録を昭和21年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月31日から同年7月1日まで

A社に昭和20年12月19日に採用されて以降、61年12月に退職するまで継続して勤務をしていた。組織改正があり、A社の下にA社B支部が発足し、私はA社B支部勤務となったが任命権者も何ら変わらず、A社と同じ事務所で勤務しており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び申立人が所持している人事記録（写し）から、申立人が申立期間において、A社（昭和21年5月からはA社B支部）に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「昭和21年5月にA社B支部が設立された際、A社からA社B支部に転籍した。しかし、転籍後も勤務場所は同一であり、給与は支給されていた。」と主張しており、上記の人事記録（写し）から、A社B支部は、A社の下部組織として位置付けられていることが確認できる。

さらに、申立人の同僚は、「昭和21年7月1日付けでA社B支部に異動したが、給与は引き続きA社からもらっていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和21年4月現在の社会保険事務所（当時）の記録から、90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を

履行したか否かについては、A社及びA社B支部は既に適用事業所ではなくなっており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 岡山国民年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から7年3月まで

平成5年3月に国民年金に加入した後、同月から7年3月までの国民年金保険料については、申請により免除された。金額は覚えていないが、納付書により平成8年3月と9年3月の2回に分けて、この免除された保険料を追納したにもかかわらず、このことが年金記録に反映されていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料として納付（追納）したとする金額の記憶が定かでない上、オンライン記録によると、申立人が社会保険事務所（当時）に対し追納に係る納付書の発行を受けるための申出を行ったのは平成9年4月の一回であるとともに、申出を行った追納期間も申立期間の一部（平成5年3月から6年3月まで）であることが確認でき、8年3月と9月3月の2回に分けて申立期間の国民年金保険料を追納したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかにこれが追納されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から同年11月まで

勤務していた事業所を昭和42年9月に退職して何年か経過したころ、当時居住していた市の出張所で、同事業所を退職したときまでさかのぼって国民年金に加入し、加入期間の国民年金保険料を一括して納付した。

年金事務所に照会したところ、当時居住していた市において国民年金保険料を納付した記録は無いと言われたが、同市の後に居住した市では、当時居住していた市が発行した国民年金保険料の領収証を持参し、その後の国民年金保険料を納付したので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間直後の昭和42年12月に申立人の実家が所在する町で払い出されている上、同町が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、同月1日に国民年金被保険者資格を取得した後、同月から48年1月までの国民年金保険料をおおむね3か月ごとに納付していることが確認でき、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、これまで申立人が当時居住していた市に住民登録を行った記録は無く、同市は、住所登録を行っていない者が、同市において国民年金の加入手続を行うことはできないと回答しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで  
市役所から申立期間の国民年金保険料に係る納付書が送付されてきたので、一括して約10万円を納付した。申立期間は大学4年生だったが、このころから学生も国民年金に加入しなければならなかったと思う。領収書は無いが、確かに国民年金保険料を納付した記憶はあるので、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間において国民年金の任意加入の対象者(大学生)であった申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶も年金手帳を受領した記憶も無く、申立人が国民年金に加入したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料についても、納付時期、納付場所等の納付状況が明らかでない。

さらに、申立人が居住していた市は、国民年金に加入していない者に対して、保険料の納付に係る納付書を送付することはないと回答しており、市から送付された納付書により国民年金保険料を納付したとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年11月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年11月まで  
20歳になったとき、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたが、保険料については、父親が病死して経済状態が苦しかったので、免除申請の手続を行ってくれた。母親及び兄の年金記録は保険料が免除となっているにもかかわらず、私の場合は、免除ではなく未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成6年に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、併せて国民年金保険料の免除申請の手続を行ったと主張するが、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は9年7月に付番されており、申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人に係る国民年金の加入手続は同月に行われたことが確認できる。一方、国民年金保険料の免除についての承認は、制度上、免除申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末日までの期間について行うことができることとなっており、申立人が国民年金の加入手続を行った平成9年7月時点では、申立期間について、国民年金保険料の免除の承認を受けることはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の免除申請に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親の記憶は曖昧であり、国民年金保険料の免除申請に係る具体的手続は不明である。

さらに、国民年金保険料免除承認通知書や申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から同年12月まで  
A社B製作所で、昭和32年4月から同年12月までの期間と36年8月から37年1月までの期間の2回にわたり季節工としてCに従事していた。2回目の勤務については厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、1回目の勤務についての記録が無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の寮に住んでいたと主張しており、申立人の戸籍の附票により、申立期間中の昭和32年6月21日に同社B製作所の所在地に住居地を異動していることが確認できることから、勤務期間は特定できないが、同社B製作所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間のA社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できない上、申立人は同僚の姓しか記憶していないため同僚を特定することができず、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況についての同僚の証言が得られない。

また、A社B製作所の担当者は、「昭和35年4月以前採用の臨時工、季節工で厚生年金保険被保険者資格を取得している者は確認できなかった。また、申立期間について、正規社員の厚生年金保険・健康保険の加入記録を保管しているが、申立人の加入記録は確認できなかった。」と回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1006

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 40 年 3 月まで

父親がAとして勤務していたB社（現在はC社）に入社して以来、ずっとAを続けている。初めてもらった給料明細書をみて、失業保険料と厚生年金保険料が引かれていたことや、母親に厚生年金保険のことを尋ね、「あなたが歳をとったらもらえる積立預金のようなものよ。」と言われたことを覚えており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の従業員（複数）の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の従業員からは、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況についての証言は得られない。

また、C社は、「昭和 36 年 4 月以降の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の控えからは、申立人の記録は確認できない。このほかに関係資料は無く、申立人の雇用関係についても確認できなかった。」と回答している。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、勤務していたとする申立人の父親の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1009

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 37 年 3 月までのうちの約 6 か月  
(10 月ころから 3 月ころまで) ずつの計 12 か月  
昭和 34 年 10 月から 37 年 3 月まで、10 月ころから 3 月ころまでの約 6 か月ずつ計 2 回、A 社で勤務したが、この時の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたと記憶している同僚二人の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人は申立てに係る事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間について、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い上、申立てに係る事業所の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「勤務期間が非常に短い者や本業があつて閑期だけ働きに来ていたような者については、一定期間、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」旨証言している。

また、上記の同僚二人には、申立てに係る事業所における厚生年金保険の加入記録は無く、このうち一人は、「申立てに係る事業所において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1010

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から同年 12 月まで  
昭和 33 年 3 月から同年 12 月ごろまで、A社で勤務しており、ほかの従業員と同様に給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主（当時の事業主の妻）及び申立人の元同僚（複数）の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の元同僚（複数）からは、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況についての証言を得られず、A社は既に解散している上、その当時の関係資料は保管されていないことから、申立期間の厚生年金保険料の控除等の状況は確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1011

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から28年9月1日まで  
年金の受給手続のため社会保険事務所(当時)に行った時に、昭和27年4月から28年8月までA社で働いていた時の厚生年金保険の加入記録が無いことに気付いた。社会保険事務所に調べてもらったが、A社は厚生年金保険の適用事業所でないとのことであった。しかし、A社で勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立てに係るA社が厚生年金保険の適用事業所であることは確認できないが、同事業所の所在地と同じ場所に所在するB社(後にC社に名称変更)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に申立人が記憶している同僚の加入記録が確認できる上、申立期間中に被保険者資格を取得している同僚の証言から、期間を特定することはできないが、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年4月1日であり、同事業所は、申立期間の一部(昭和27年4月から28年3月31日まで)については適用事業所ではない。

また、上記の被保険者名簿には、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、C社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険厚生年金保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」にも申立人の記録は無い。

さらに、C社は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、上記同僚からも保険料控除についての証言は得られない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1012

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 8 月 26 日まで  
昭和 34 年ころA社に就職し、37 年 8 月ころまで勤めた。A社が昭和 35 年 11 月から厚生年金保険の適用事業所となっているにもかかわらず、申立期間の記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の従業員（当時）の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の従業員（当時）14 人からは、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

また、申立てに係る事業所の従業員（当時）が申立期間当時の従業員として名前を挙げた者の中には、厚生年金保険の被保険者記録が無い者が複数おり、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、申立てに係る事業所は、昭和 37 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得られない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶は無く、これが事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。